

平成 29 年 9 月 4 日

各 位



キャッシュカード振込機能の一部利用制限について ～還付金詐欺等特殊詐欺被害の未然防止対策～

株式会社池田泉州銀行（頭取 藤田博久）は、還付金詐欺等特殊詐欺被害の未然防止を目的として、平成 29 年 9 月 14 日(木)から、満 70 歳以上のお客さまを対象に、当行キャッシュカードによる ATM での振込機能を一部制限させていただくことといたしましたので、お知らせいたします。

今般の利用制限は、キャッシュカードによる ATM での振込手続きに不慣れなご高齢のお客さまを ATM に誘導し、ご預金を振込ませるといった手口の特殊詐欺被害を未然に防止するための取組みです。

対象となるお客さまにはご不便をおかけいたしますが、お客さまの大切なご資産をお守りするため、何卒、ご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

記

1. 対象となるお客さま
過去 3 年以上、当行キャッシュカードによる ATM でのお振込みのご利用がない満 70 歳以上のお客さま
2. 利用制限の内容
対象となるお客さまの当行キャッシュカードによる ATM でのお振込みを停止いたします。
※ 他行を含む全ての ATM が対象となります。
※ 一定金額のお振込みを対象とさせていただきます。
対象となるお振込み金額については、防犯上の観点から非公表とさせていただきます。
3. 利用制限の開始日
平成 29 年 9 月 14 日（木）
4. 利用制限によりお振込みができなかった場合
ATM 備付のガイドフォンにて、制限解除をお申し付けいただくか、営業時間内に当行窓口までお申し付けください。

以 上